

Y A O C I T Y

八尾市

災害時要配慮者 支援指針



令和2年3月

八尾市

【目次】

第1章 はじめに	1
1. 本指針の策定の背景と目的	1
2. 本指針の位置づけ	2
3. 本指針の推進体制	2
4. 本指針の対象とする災害	3
5. 本指針の対象者及び避難支援体制の定義	3
6. プラン策定後の取り組みの主な課題	5
7. 本指針の方針	6
第2章 避難行動支援・避難生活支援の基本的な考え方	8
1. 災害時要配慮者に対する支援の基本的な考え方	8
2. 避難行動支援・避難生活支援の目標	8
第3章 平常時からの備え	9
1. 平常時からの備え	9
2. 避難行動要支援者情報の共有に向けた取り組み	10
3. 災害に備えた計画づくりの取り組み	11
第4章 災害発生時の対応	13
1. 災害状況に応じた避難行動と支援	13
2. 避難所等での避難生活支援	16
第5章 災害時要配慮者対策の充実に向けた本市の取り組み	17
1. 地域の災害リスクや避難のタイミングを考えるために必要な情報の入手方法の周知	17
2. 避難行動要支援者本人・家族と、地域や行政、福祉事業者との関係づくりの促進	17
3. 災害に備えた計画づくりの促進	17
4. 災害時要配慮者や地域、福祉事業者の事前対策の促進	18
5. 本市としての体制強化等	18
《資料編》	19

第1章 はじめに

1. 本指針の策定の背景と目的

大規模な災害発生時には、高齢者や障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等、特に配慮を要する人は、災害情報の入手や迅速な避難行動が困難であること、避難生活における心身の負担等から大きな被害を受けることが想定されます。被災後の生活環境の変化等による災害関連死を防ぐためにも、避難行動支援及び避難生活支援を切れ目なく行うことが必要です。

本市では、災害対策基本法の改正を受けて、平成26年（2014）3月に「八尾市災害時要配慮者支援プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、避難行動要支援者名簿を作成しました。さらに、地域とともに、避難行動要支援者名簿同意者リスト（以下「同意者リスト」という。）を活用した避難行動要支援者への訪問や個別避難支援計画の策定等の取り組みを進めてきました。平成28年（2016）3月には、主に地域における取り組みの参考として、「八尾市避難行動要支援者支援マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を作成しました。

近年、全国各地では台風等による風水害や地震等の災害が多発しています。平成30年（2018）6月には、大阪府内で震度6弱を記録した大阪府北部地震が発生しました。同年9月の台風21号接近に伴う暴風雨では、本市においても避難勧告や避難指示を発令する等、災害の脅威や被害を身近に感じる経験をしました。これらの経験の中で、防災に対する市民意識は高まりつつあると考えられますが、一方で、プランが期待する避難行動の実践に繋がっていないという大きな課題が見えてきました。

気候変動に伴って、今後も経験をしたことのない風水害が発生することが想定されます。また、今後30年以内に70～80%の確率で南海トラフ地震が発生するとされています。国においては、近年の災害対応の教訓を踏まえ、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、「警戒レベル」を用いて避難のタイミングが伝達されることとなりました。

これまでの本市の取り組みにおける課題や、国による防災・減災対策の動向を踏まえ、災害時要配慮者の避難行動を促進すること、避難行動支援の取り組みの実効性を高めることを目的として、プランとマニュアルとの役割分担も考慮してプランの全体を見直し、改めて「八尾市災害時要配慮者支援指針」（以下「本指針」という。）として策定するに至りました。

【プラン策定後の主な動き】

年度	八尾市の動き	全国の動き
平成25（2013）	・八尾市災害時要配慮者支援プランを策定	・災害対策基本法の改正 →避難行動要支援者名簿の作成が義務化
平成26（2014）	・避難行動要支援者支援の取り組みを開始 （2小学校区でモデル事業）	
平成27（2015）	・八尾市避難行動要支援者支援マニュアルを策定 ・市内の全小学校区で説明会を実施（平成30年度まで）	
平成28（2016）	・避難行動要支援者名簿と同意者リストを作成	・平成28年熊本地震
平成29（2017）	・避難行動要支援者のうち、同意書の未返送者を訪問	・「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更
平成30（2018）	・大阪府北部地震が発生 ・平成30年台風第21号において避難勧告を発令	・平成30年7月豪雨（西日本豪雨）災害 ・平成30年北海道胆振東部地震
令和元（2019）	・土砂災害警戒区域の避難行動要支援者（同意者）を訪問	・「避難勧告等に関するガイドライン」改訂 →警戒レベル情報の提供の運用開始 ・令和元年台風第19号災害

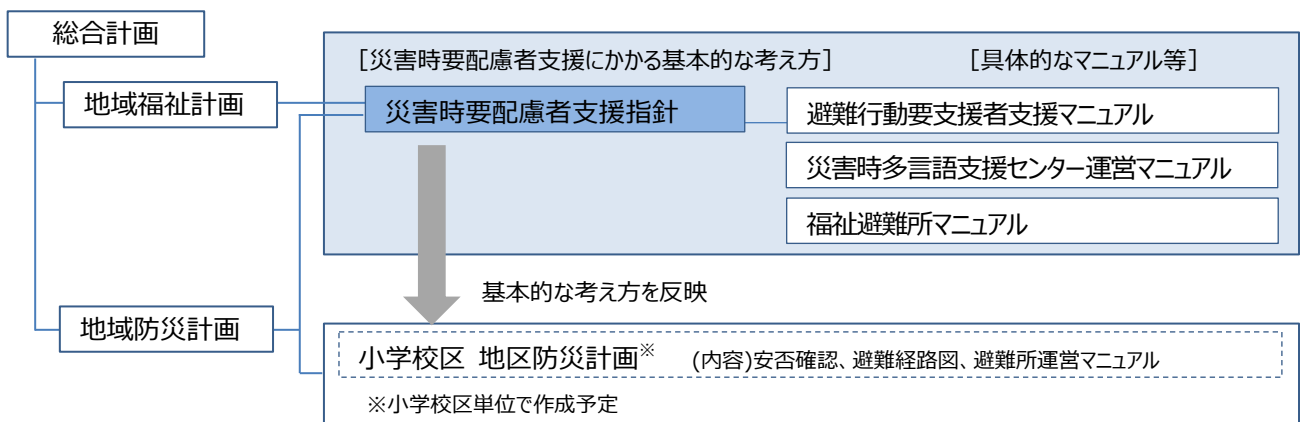
2. 本指針の位置づけ

本指針の上位・関連計画としては、「八尾市総合計画」をはじめ、「八尾市地域福祉計画」や「八尾市地域防災計画」等があります。本指針は、本市における災害時要配慮者支援にかかる基本的な考え方を示すものです。

本市では、プランに沿って「八尾市避難行動要支援者支援マニュアル」や「災害時多言語支援センター運営マニュアル」等、具体的な活動方法を示したマニュアルを整備してきました。

加えて、地域主体の取り組みとして、今後、小学校区単位で「地区防災計画」を作成する取り組みを進めます。地区防災計画では、安否確認や避難経路、避難所運営について検討し、避難所運営マニュアル等を作成します。

【本指針の位置づけ】



3. 本指針の推進体制

災害時要配慮者に関わる各課が連携・協力して、平常時から災害時要配慮者支援の備えを高める取り組みを進めるとともに、災害時には「地域福祉班」として災害対応にあたります。

【本指針の推進体制】

		担当	災害時要配慮者関連の主な役割	
平常時		高齢介護課、障がい福祉課、保健予防課	・避難行動要支援者名簿の作成	
		上記に加え、地域福祉政策課、危機管理課、政策推進課、文化国際課、コミュニティ政策推進課、保健企画課、こども政策課等	・本指針の推進全般	
災害時	八尾市 災害対策本部	地域福祉班※1	地域福祉政策課	・総合調整
			生活福祉課、生活支援課 高齢介護課、障がい福祉課 文化国際課、こども政策課 こども施設課、子育て支援課	・高齢者や障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等への支援
		保健所班※2	保健企画課、保健衛生課 保健予防課	・福祉避難所への受入れ ・難病患児・者への支援 ・避難所等での医療ニーズに関する情報収集 ・避難所等における保健衛生活動

※1 地域福祉班の役割としては、上記の他、災害ボランティアセンターの設置・運営、遺体の収容・安置等があります。

※2 保健所班の役割としては、上記の他、保健医療調整本部の運営、DMAT・DHEAT等の要請・受援等があります。

4. 本指針の対象とする災害

本指針では、風水害（土砂災害、洪水）、地震を対象として、避難行動や避難行動支援の基本的な考え方を示すこととします。その他の災害に対しても、本指針の考え方を基本としながら、状況に応じて対応します。

【対象とする災害と被害想定、生活への影響】

対象とする災害		八尾市における被害想定	想定される生活への影響
風水害	土砂災害	がけ崩れ・土石流 ・ 市東部の生駒山地、山麓付近に危険箇所・区域が指定されている	家屋倒壊 ライフラインの停止 道路の寸断等
	洪水	大和川・第二寝屋川流域の氾濫 ・ 一部の地域で2～5mの浸水が想定される ・ 浸水想定は、本川に合流する河川の氾濫、内水による氾濫等を考慮していないため被害が拡大する可能性がある	家屋の流失、家屋の浸水 ライフラインの停止 道路の寸断 福祉サービスの停止 衛生状態の悪化等
地震		南海トラフ巨大地震 ・ 震度5強から震度6 ・ 津波による本市の浸水は想定されていない 生駒断層帯地震 ・ 震度6弱から震度7	家屋倒壊 火災 土砂災害 ライフラインの停止 道路の寸断 福祉サービスの停止等

（資料）被害想定は「八尾市地域防災計画」（平成31年3月）をもとに作成

5. 本指針の対象者及び避難支援体制の定義

（1）定義

本指針では、災害時要配慮者支援に関わる対象者及び支援体制について次の通り定義します。

① 災害時要配慮者

災害時要配慮者とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時や災害のおそれがあるときの一連の行動をとることに支援を要する人々」をいいます。

一般的には、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等です。

② 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、「災害時要配慮者のうち、災害時や災害のおそれがあるときに自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々」をいいます。

災害対策基本法では、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施することを求めています。

避難行動要支援者は、自力での避難行動が困難であり、立ち上がりや歩行の介助、避難所までの誘導等が必要となるため、身体状況等に応じた支援が必要となります。

【本市が定める避難行動要支援者の定義】

下記(1)～(6)に該当する市民（施設入所者を含まない）

- (1) 介護保険法における要介護認定 3 から 5 の認定を受けている者
- (2) 身体障がい者手帳 1 級若しくは 2 級の交付を受けている者
- (3) 療育手帳 A の交付を受けている者
- (4) 精神障がい保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者
- (5) 日常生活における介助を要する難病患者（おおむね1日中人工呼吸器を装着している者、気管切開をしている者等）
- (6) 前各号に掲げる者のほか災害において避難支援が必要と認められる者

③ 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、「避難行動要支援者の安否確認や避難支援等の実施に携わる関係者」をいいます。

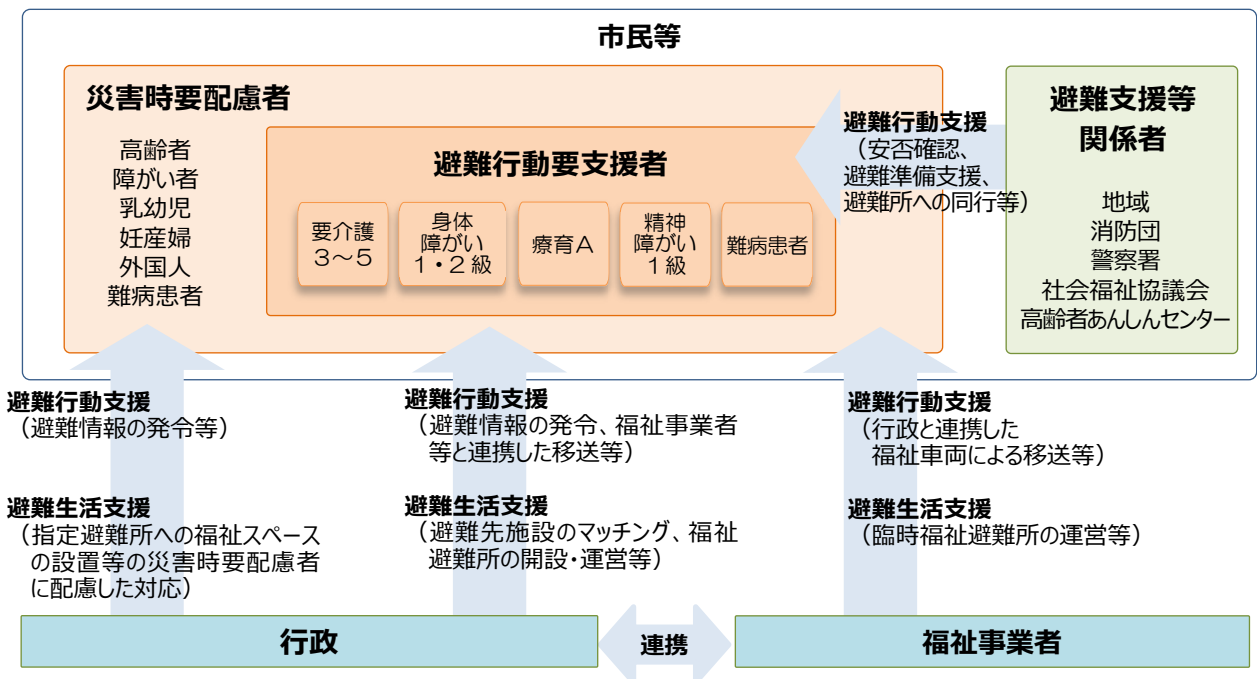
災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより同意者リストを避難支援等関係者に提供することとしています。

本指針では、地域（自主防災組織、校区まちづくり協議会、自治振興委員会、町会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員等）、消防団、警察署、社会福祉協議会、高齢者あんしんセンター等を避難支援等関係者としています。

④ 福祉事業者

日頃から福祉サービスを提供することを通じて避難行動要支援者と関わりのある社会福祉施設や介護保険サービス事業者、障がい福祉サービス事業者等をいいます。

【対象者と避難支援等関係者、福祉事業者、行政の関係・役割】



(2) 本指針における避難行動支援と避難生活支援の取り組みの範囲

本指針では、大雨に起因する土砂災害や洪水の場合、身体状況等に応じた避難行動を計画しておくことで、気象状況が悪化する前に安全な場所に移動（避難）することが可能とし、避難行動支援に関しては主に避難行動要支援者に対する取り組みを示します。移動（避難）後の、避難所等での避難生活支援に関しては災害時要配慮者全般に対する取り組みを示します。

6. プラン策定後の取り組みの主な課題

近年において災害が多発し、とりわけ台風等による大雨に起因する土砂災害や洪水の懸念が高まっていることから、早期の避難に対する支援の実効性を高めていくためには、次の課題に対応することが必要です。

(1) 避難勧告を発令しても、避難行動要支援者の避難行動に繋がっていない

プラン策定後、台風接近に伴う暴風雨によって避難勧告等を複数回発令しましたが、実際に指定避難所に避難した市民は避難行動要支援者を含めて少数でした。

令和元年度に実施した土砂災害警戒区域が含まれる高安小学校区、南高安小学校区での同意者リスト登録者に対する実態調査によると、避難情報が発信された際、避難せずに自宅にとどまっていた人が9割を超えていました。また、避難しなかった人の半数が、「これまでも災害が発生しなかったので今回も大丈夫と思った。」と回答しています。

避難行動に繋がらなかった要因としては、次のことがあると考えています。

- 被災リスクの高い地域に居住する避難行動要支援者・家族が被災リスクをあまり感じていない
- 避難情報の意味がわからない
- 避難開始のタイミングがわからない。災害時にどこへ逃げるかを決めていない
- 避難したくても、避難行動要支援者・家族だけでは移動（避難）できない
- 避難先（避難所）の環境がわからないため、移動（避難）が不安である

(2) 災害の恐れがある時の避難行動支援の方法が明確となっていない

本市では、災害時の避難に備え、平常時から見守り活動などを行うために、平成 26 年度から避難行動要支援者名簿登録者に対して避難支援等関係者への名簿情報の提供に関する同意確認を行い、地域への同意者リストの提供を進めてきました。また、一部の地域では個別避難支援計画が作成されています。

地域においては、これまでも見守り活動等の地域の特性に応じた取り組みが行われていることから、それぞれの地域のつながりを活かした災害時の避難支援の具体化を進めていくことが必要でしたが、これまで本市として進めてきたのは、地域に対する同意者リストの受け取りや個別避難支援計画の作成に関する説明が中心となっていたことから、災害の恐れがある時の避難支援方法が明確となっておらず、結果として、避難勧告等を発令した際に具体的な避難行動支援の実施には繋がりませんでした。

その要因としては、次のことがあると考えています。

- 地域に対する説明や「避難行動要支援者支援マニュアル」の内容が、同意者リストの受け取りや個別避難支援計画の作成に重きが置かれており、災害時に、いつ、誰が、何をすればよいのかといった具体的な姿が明確でなかった
- 同意者リストに、自力避難ができそうな人や、地域のみでは避難支援することが難しい状況の避難行動要支援者が含まれている

7. 本指針の方針

「6. プラン策定後の取り組みの主な課題」を踏まえ、プランの見直しにあたっては、次の3つの方針を定めました。

方針1 安全な場所に移動（避難）しようとしている避難行動要支援者本人・家族を、地域・行政が連携して、福祉事業者の協力を得ながら支援することを基本的な考え方とします。

避難行動要支援者の避難行動の主体は、本人と家族（自助）です。

このような方々を、地域（共助）、行政（公助）が連携して、福祉事業者の協力を得ながら、災害時に適切なタイミングで安全な場所に適切に移動（避難）することができるように支援します。

そのため、次のような取り組みにより、避難行動要支援者本人・家族の避難行動及び避難先に対する意識やイメージを高めます。

- 災害や避難に関わる情報をわかりやすく周知する
（例）災害発生時の危険度と取るべき避難行動を表す「警戒レベル」
土砂災害危険度情報等の情報収集の方法
- 避難行動要支援者の身体状況等に応じて、どんな時に、どこへ、誰と、どのように避難するのかを定めた「個別避難計画」を作成する
- 避難行動要支援者本人・家族や地域の協力では移動支援が困難と見込まれる対象者については、福祉事業者の協力を得ながら、安全な場所への移送体制を確保する
- 避難行動要支援者の特性に応じた多様な避難の受け皿を確保・充実する
- 避難所開設訓練への災害時要配慮者本人・家族の参加等を通じて、避難所に対する理解・イメージを高める

方針2 安全な場所に移動（避難）するために、災害状況に応じて、いつ、誰が、何をすればよいかを時系列で示します。

台風等による大雨に起因する土砂災害や洪水は、台風の進路や規模が概ね予測可能であることから、避難情報等を把握することで、気象状況が悪化する前に移動（避難）行動することが可能です。

警戒レベルを避難判断の目安として、避難行動要支援者本人・家族と、地域、行政が、福祉事業者の協力を得ながら、どのように行動すればよいかのあるべき姿を示します。このことにより、避難行動要支援者本人・家族の行動に合わせて、地域、行政、福祉事業者がどのように関わるのかを分かりやすく示します。

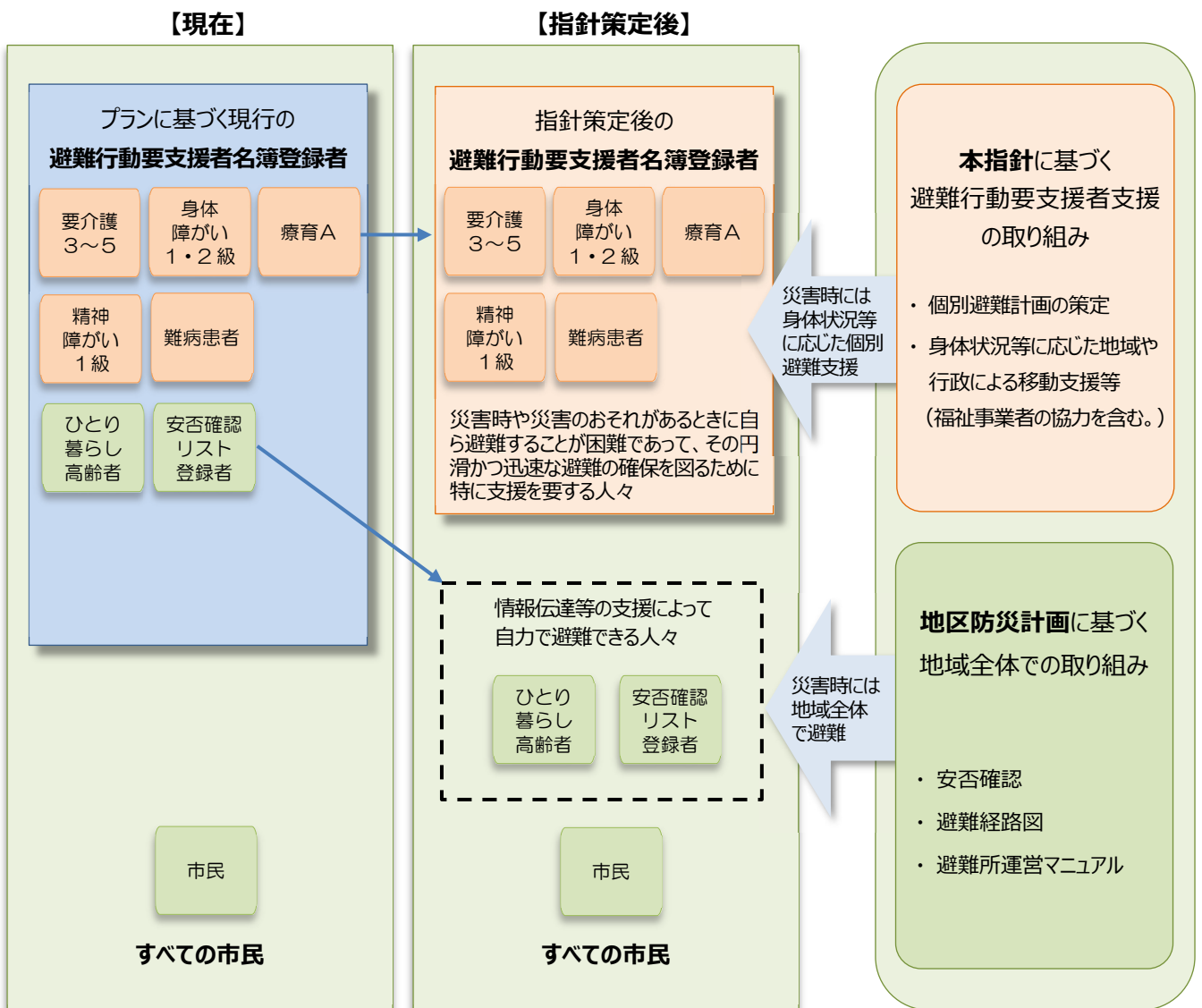
- 災害発生時の対応
 - ・どのような災害の時に：災害別（土砂災害／洪水／地震）
 - ・いつ：警戒レベル別
 - ・誰が何をするか：主体別（避難行動要支援者・家族／地域／行政／福祉事業者）

方針3 地区防災計画の取り組みが新たに始まることを受けて、避難行動支援の取り組みを拡充しつつ、より支援を必要とする対象者への取り組みをきめ細かく行います。

地域主体の取り組みとして、今後、小学校区単位で「地区防災計画」を作成する取り組みを進めます。同計画においては、地域のすべての住民を対象とする安否確認や避難経路、避難所運営について検討し、避難所運営マニュアル等を作成します。

このような状況の中で、避難行動要支援者本人・家族や地域では移動（避難）が困難と見込まれる避難行動要支援者に対しては、福祉事業者の協力を得ながら、安全な場所への移送体制を確保する等、避難行動の実現に向けての備えを充実します。

一方で、プランに基づく現行の避難行動要支援者名簿登録者のうち、比較的自力で避難できるが、情報取得が困難であると考えられる人には、情報伝達等の支援を行うこととし、今後作成する地区防災計画に基づく、地域全体での安否確認、避難行動の枠組みに移行するなかで、避難行動要支援者名簿に登録する対象者を整理します。



※ 安否確認リストとは、災害発生時に、自力避難が困難と考えられる在宅の重度障がい者や要介護高齢者等の安否確認を迅速に実施し、安全な避難や適切な支援等に資することを目的として、手上げ方式で作成したリストのこと。（平成 15 年度から平成 27 年度まで実施）

第2章 避難行動支援・避難生活支援の基本的な考え方

避難行動支援・避難生活支援の取り組みの実効性を高めるため、次の考え方を基本とします。

1. 災害時要配慮者に対する支援の基本的な考え方

- 安全な場所に移動（避難）しようとしている避難行動要支援者本人・家族を、地域・行政が連携して、福祉事業者の協力を得ながら支援する
- 避難行動支援を適切なタイミングで行い、切れ目なく避難生活支援につなぐ
- 避難行動支援にあたっては、避難支援等関係者は自らの安全確保を最優先とする
- 災害時要配慮者の特性に応じた多様な避難の受け皿を確保する
- 災害時要配慮者が安心して過ごすことができるような避難所運営をめざす
- 災害時要配慮者が必要とする福祉サービス等を継続して利用できるように事業再開を支援する

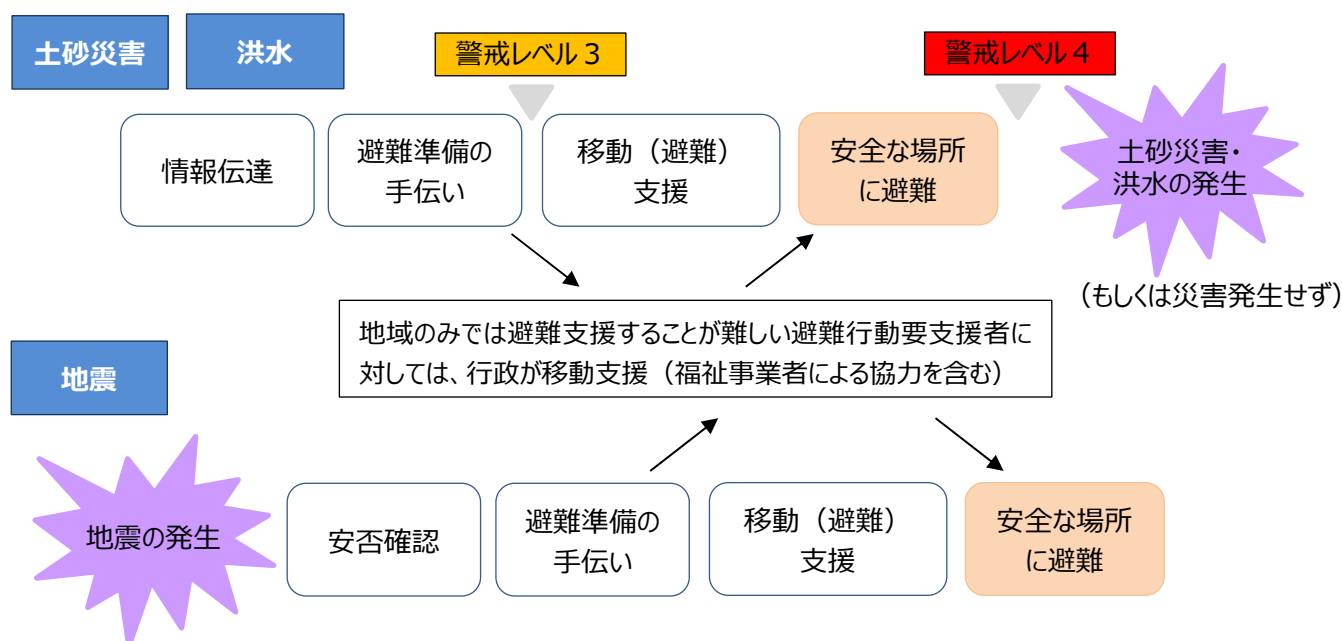
2. 避難行動支援・避難生活支援の目標

災害	避難行動支援の目標	避難生活支援の目標
風水害 (土砂災害、洪水)	逃げ遅れを出さない (避難勧告（警戒レベル4）の発令前 ^{※1} に安全な場所 ^{※2} への移動を完了)	災害関連死を 出さない
地震	速やかに安否確認を行い、安全な場所 ^{※2} へ避難する (72時間以内の救出につなげる)	

※1 災害の状況によっては、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）を発令することなく、避難勧告（警戒レベル4）を発令することもあります。

※2 災害の状況によっては、避難所開設が遅れる場合もあります。その場合、避難所の開設を待たず、安全な場所へ避難してください。

【避難行動支援のイメージ】



第3章 平常時からの備え

1. 平常時からの備え

災害から一人でも多くの命を守るために、避難行動に対する意識を高め、避難行動要支援者本人・家族と、地域、行政が、福祉事業者の協力を得ながら、平常時から備えておく必要があります。

(1) 地域の災害リスクや避難のタイミングを考えるために必要な情報の共有

避難行動要支援者 本人・家族	地域	行政	福祉事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・居住地における災害リスクをハザードマップ等により把握・理解する ・土砂災害危険度情報や河川の水位情報を入手する方法を確認する 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害リスクや災害情報を入手する方法を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設立地場所の災害リスクを把握する ・土砂災害危険度情報等の入手方法を確認する

(2) 避難行動要支援者本人・家族と、地域や行政、福祉事業者との関係づくり（避難行動要支援者情報の共有）

避難行動要支援者 本人・家族	地域	行政	福祉事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えた避難支援の事前検討に向けて、名簿情報の地域への提供に同意する ・地域の防災訓練等に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・同意者リストを行政から受領する ・普段からの見守り活動を行い、顔が見える関係づくりを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を作成する ・同意者リストを地域に提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃のサービス提供を通じて避難行動要支援者本人や家族との間で、災害時のことについて話し合う

(3) 災害に備えた計画づくり（避難行動の明確化）

避難行動要支援者 本人・家族	地域	行政	福祉事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・地域、福祉事業者、行政の協力を得て、どんな時に、どこへ、誰と、どのように避難するのかを定めた「個別避難計画」を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地区防災計画」を作成する ・「個別避難計画」の作成を支援し、情報を共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策時の体制（地域福祉班）の活動マニュアルを充実させる ・「個別避難計画」の作成を支援し、情報を集約する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「業務継続計画（BCP）」や「避難確保計画」を作成する ・「個別避難計画」の作成に協力する

(4) 事前対策

避難行動要支援者 本人・家族	地域	行政	福祉事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・持ち出し品等をまとめる（食料、医薬品、介護用品、救急医療情報キット等） ・食料を備蓄する ・家具を固定する ・「個別避難計画」をもとに避難ルートや避難方法を確認する ・地域での訓練に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における災害時要配慮者の支援体制を構築する ・訓練を実施する（例）安否確認訓練、避難誘導訓練、避難所開設訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な協定を締結する（例）移送、福祉避難所 ・訓練を実施する（例）安否確認情報の集約、福祉避難所入所者のマッチング、移送 ・多言語での災害情報の伝達方法を充実させる ・地域の訓練を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な物資等を備蓄する ・訓練を実施する（例）安否確認訓練、臨時福祉避難所開設訓練、避難行動要支援者移送訓練

2. 避難行動要支援者情報の共有に向けた取り組み

(1) 「避難行動要支援者名簿」の作成

八尾市災害時要配慮者支援事業実施要綱に基づき、庁内の情報等をもとに、「避難行動要支援者名簿」を毎年1回作成します。作成した名簿は、担当所属で施錠保管します。

【避難行動要支援者名簿の保管場所（保管所属）】

- ・市役所本庁舎（危機管理課、地域福祉政策課、高齢介護課、障がい福祉課）
- ・消防本部
- ・各出張所、各人権コミュニティセンター、緑ヶ丘コミュニティセンター

【対象者情報の把握担当所属】

対象者	担当所属
要介護認定3～5を受けている者	高齢介護課
身体障害者手帳1・2級（総合等級）の交付を受けている者	障がい福祉課
療育手帳Aの交付を受けている者	
精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	保健予防課 障がい福祉課
日常生活において介助を要する難病患者（おおむね1日中人工呼吸器を装着している者、気管切開をしている者等）	
上記以外で、災害時において避難支援が必要と認められる者	各担当所属

【避難行動要支援者名簿に登録する情報】

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所または居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 「同意者リスト」の作成

災害時の避難支援に備え、平常時から見守り活動などを行うために、避難支援等関係者へ個人情報を提供することについての同意を確認するための「同意確認書」を名簿登録者に郵送で発送します。

「同意確認書」では、個人情報の提供についての同意・不同意に加えて、避難行動要支援者本人・家族が考えている避難先、避難方法の想定を把握します。

同意が確認できた方の情報をとりまとめて「同意者リスト」を小学校区ごとに作成します。

不同意者については、一定期間が経過した場合、避難行動要支援者本人・家族の状況や意向が変わっている可能性があることから「同意確認書」発送の対象とします。無回答者に対しては、効果的な周知方法を検討し、適宜、本市から同意・不同意の回答を呼びかけます。

(3) 「同意者リスト」の地域への提供

個人情報の管理、守秘義務等の義務を付して、地域に「同意者リスト」を提供します。「同意者リスト」については、毎年1回更新します。

(4) 「同意者リスト」の平常時における活用支援

地域における住民間の関係づくりは、地域での主体的なまちづくりにおいて特に重要となります。

その関係性は、災害時の避難支援においても有効であることから、地域コミュニティの充実につながるよう、社会福祉協議会と連携して、地域による同意者リストを活用した取り組みを支援します。

3. 災害に備えた計画づくりの取り組み

(1) 「個別避難計画」の作成

土砂災害や洪水等の災害発生の恐れがある時に躊躇なく避難行動をとるためには、どんな時に、どこへ、誰と、どのように避難するのかを避難行動要支援者本人・家族が予め定めておくことが有効です。

これまでのプランにおいて作成を進めてきた「個別避難支援計画」は、避難行動要支援者の避難を地域がどのように支援するのかを定めたもので、地域が作成主体となっていました。本指針では、災害時の避難行動に備えて避難行動要支援者本人・家族が主体的に関わり、必要に応じて、地域、行政、福祉事業者が協力して作成する取り組みに改め、名称を「個別避難計画」と変更します。

なお、「個別避難計画」の項目や運用の詳細はマニュアルで定めます。

【「個別避難計画」を作成する必要性が高い避難行動要支援者】

避難行動要支援者	「個別避難計画」作成における留意事項
避難行動要支援者本人・家族、地域のみでは移動（避難）が困難と見込まれる方	避難所等の安全な場所への移動方法、体制を検討しておくことが必要
土砂災害警戒区域にお住まいの方	同居家族の不在時の対応を検討しておくことが必要
洪水が発生した場合に、普段、就寝しているスペースが浸水する恐れのある方	立ち退き避難が困難な場合における同一建物内若しくは近隣の建物への垂直避難を検討しておくことが必要
災害により医療や福祉サービスが途切れると直ちに生命や健康状態に影響が及ぶことが見込まれる方	普段利用している医療機関や福祉事業所等と災害時の対応を共有しておくことが必要

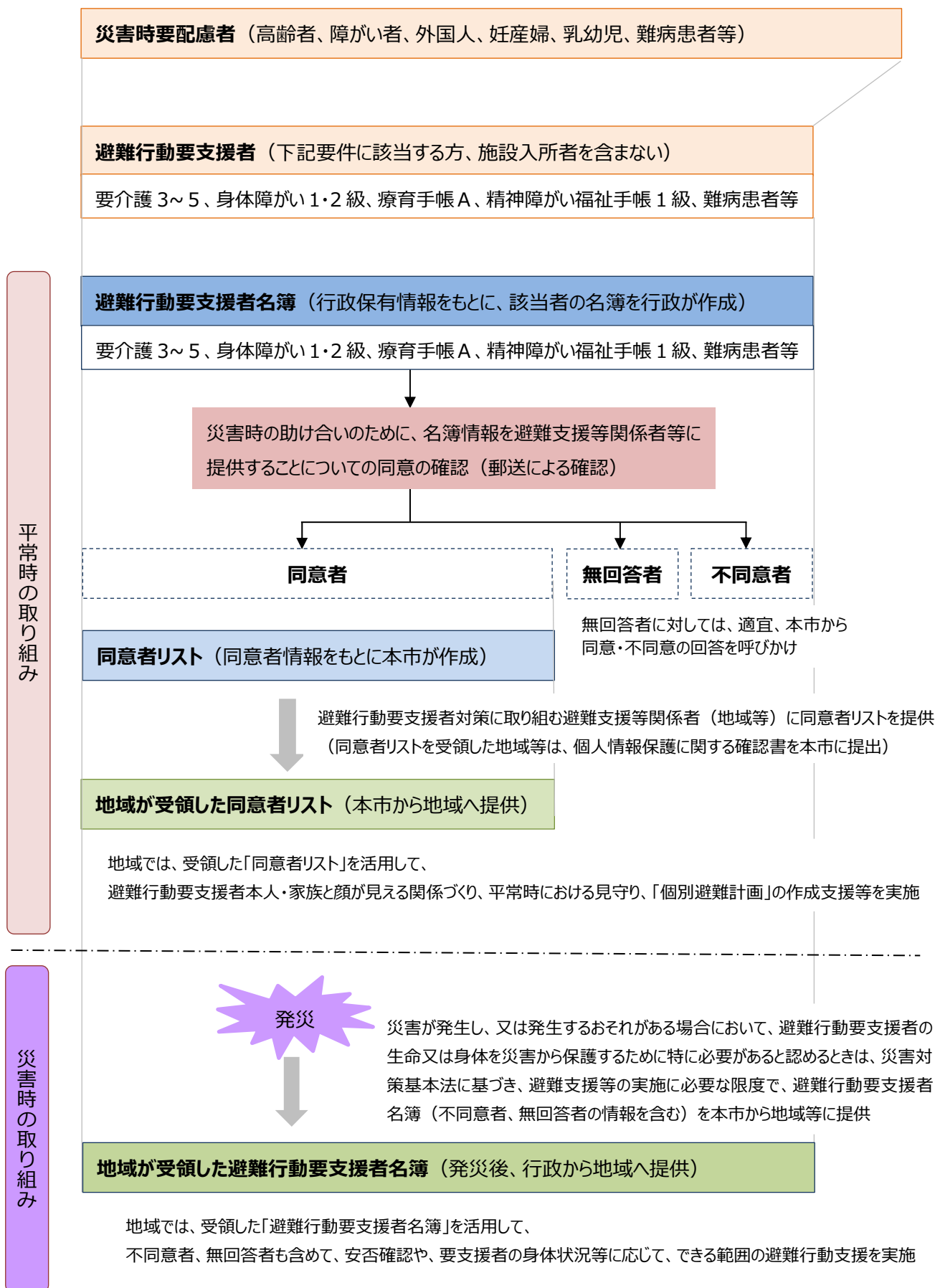
(2) 「地区防災計画」の作成

本市においては、地域主体の取り組みとして、今後、小学校区単位で「地区防災計画」を作成する取り組みを進めます。「地区防災計画」では、安否確認や避難経路、避難所運営について検討し、避難所運営マニュアル等を作成します。

【地区防災計画の概要】

- 地域が主体的に防災計画を作成する活動を支援するため、災害対策基本法が改正され、平成26年4月から「地区防災計画制度」がスタートし、地区居住者等が、地区防災計画（素案）を作成し、八尾市地域防災計画に定めるよう提案できることとした
- 平成30年4月1日時点において、地区防災計画の策定に向け、全国で約3,400か所以上の取り組みが進められている
- 災害が発生した時に備え、地域で助け合う体制づくりが不可欠であり、地域に即した柱としての計画が必要であることから、地域による地区防災計画を作成する取り組みを進めている

【災害時要配慮者、避難行動要支援者と避難行動要支援者名簿、同意者リストとの関係及び地域等に提供した名簿の活用方法】



第4章 災害発生時の対応

1. 災害状況に応じた避難行動と支援

「土砂災害」と「洪水」、「地震」に分けて、避難行動要支援者本人・家族、地域、行政、福祉事業者の役割分担・連携による対応のめざす姿を例示します。

(1) 土砂災害

① 災害の特徴

- ・台風等により大雨が発生し、降水量が一定水準を超えると、土砂災害が発生する可能性が高まります。
- ・土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる地域は「土砂災害警戒区域」に指定されています。同区域は「やお防災マップ」や八尾市ホームページで確認できます。
- ・降雨量の見通しにより、災害の発生が事前に想定されることから「事前に避難」することが可能です。

② 目標

- ・逃げ遅れを出さない。（避難勧告等が発令される前に、安全な場所への移動（避難）を完了）
- ・災害関連死を出さない。

③ 災害時対応のめざす姿

	警戒レベル2 (大雨注意報等)	避難行動要支援者は 避難準備	警戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始)	避難行動要支援者は移動 その他の市民は避難準備	警戒レベル4 (避難勧告・避難指示(緊急))	全員安全な場所へ 移動(避難)
避難行動要支援者 本人・家族		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨等の予報を把握する(必要に応じて外出予定等を変更) ・避難準備をする(移動手段の確保等) 		<ul style="list-style-type: none"> ・食料、医薬品、介護用品等をもって移動(避難)する 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等安全な場所に滞在
地域		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨の予報等が出たら、注意喚起のための声かけをする ・避難行動要支援者の避難準備を手伝う 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難の声かけ、移動に同行する(道案内、荷物を持つ等) ・避難行動要支援者の避難開始を確認する 		<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難ができない場合は、崖等から離れた上層階の部屋で安全確保
行政		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設を準備する ・降雨量の予測をもとに避難情報の発令を準備する 		<ul style="list-style-type: none"> ・本人・家族や地域では避難支援が容易でない避難行動要支援者の移動(避難)を、福祉事業者の協力を得ながら支援する ・避難状況を確認する 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等で避難行動要支援者の受け入れ
福祉事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ等により避難行動要支援者を受入れる準備をする 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難が容易でない避難行動要支援者の移動(避難)支援に協力する ・ショートステイ等により避難行動要支援者を受入れる 		<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ等による避難行動要支援者の受け入れを継続

※上記は、避難行動要支援者のめざす姿を示すものですが、状況に応じて、「災害時要配慮者本人・家族」についても準じるものです。

(2) 洪水

①災害の特徴

- ・台風等により大雨が発生し、河川水位が一定水準を超えると、洪水が発生する可能性が高まります。
- ・洪水が想定されている区域と想定浸水深については、「やお防災マップ」や八尾市ホームページで確認できます。
- ・河川水位の状況により、災害の発生が事前に想定されることから「事前に避難」することが可能です。

②目標

- ・逃げ遅れを出さない。（避難勧告等が発令される前に、安全な場所への移動（避難）を完了）
- ・災害関連死を出さない。

③災害時対応のめざす姿

	警戒レベル2 (大雨注意報、洪水注意報等)	避難行動要支援者は 避難準備	警戒レベル3 (避難準備・高齢者等避難開始)	避難行動要支援者は移動 その他の市民は避難準備	警戒レベル4 (避難勧告・避難指示(緊急))	全員安全な場所へ 移動(避難)
避難行動要支援者 本人・家族		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨等の予報を把握する(必要に応じて外出予定等を変更) ・避難準備をする(移動手段の確保等) 		<ul style="list-style-type: none"> ・食料、医薬品、介護用品等をもって移動(避難)する 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等安全な場所に滞在
地域		<ul style="list-style-type: none"> ・大雨の予報等が出たら、注意喚起のための声かけをする ・避難行動要支援者の避難準備を手伝う 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難の声かけ、移動に同行する(道案内、荷物を持つ等) ・避難行動要支援者の避難開始を確認する 		<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難ができない場合は、近隣の高い建物の上層階へ垂直避難
行政		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設を準備する ・降雨量の予測をもとに避難情報の発令を準備する 		<ul style="list-style-type: none"> ・本人・家族や地域では避難支援が容易でない避難行動要支援者の移動(避難)を、福祉事業者の協力を得ながら支援する ・避難状況を確認する 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等で避難行動要支援者の受け入れ
福祉事業者		<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ等により避難行動要支援者を受入れる準備をする 		<ul style="list-style-type: none"> ・避難が容易でない避難行動要支援者の移動(避難)支援に協力する ・ショートステイ等により避難行動要支援者を受入れる 		<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ等による避難行動要支援者の受け入れを継続

※上記は、避難行動要支援者のめざす姿を示すものですが、状況に応じて、「災害時要配慮者本人・家族」についても準じるものです。

(3) 地震

①災害の特徴

- ・突然発生します。
- ・地震の想定震度については、「やお防災マップ」や八尾市ホームページで確認できます。
- ・地震が発生した後の対応となるため、被害状況に応じた対応が必要です。

②目標

- ・居住者全員の安否確認をただちに行い、72 時間以内の救出につなげます。

③災害時対応のめざす姿

発生からの時間		～3分	～30分	～3時間	～24時間
	地震発生 (被害状況に応じて対応)	身の安全確保	地域の集合場所へ移動、安否確認	初期消火・救出・救助、避難準備	避難・避難所開設
避難行動要支援者本人・家族		・自分・家族の安全を確保する	・地域の集合場所へ移動 ・安否を報告	・避難準備（食料、医薬品、介護用品等を持参） ・戸締り	・身体状況等に応じて、指定避難所、福祉避難所等へ避難
地域		・自分・家族の安全を確保する	・避難行動要支援者名簿に基づき安否確認を実施する ・隣近所の出火の有無、救助等の必要性の有無を確認する	・必要に応じ、可能な範囲で初期消火、救出、救護を実施する	・避難所の福祉スペースで受け入れ準備 ・避難所の運営
行政		・自分・他の職員・利用者の安全を確保する	・地域福祉班の活動開始 ・地域に避難行動要支援者名簿を提供	・指定避難所の開設準備 ・避難行動要支援者の安否確認状況を把握する ・避難所施設の被災状況・受け入れ可能性の把握 ・福祉避難所を必要とする被災者の把握・受け入れ施設との調整	・移送支援 ・指定避難所の開設 ・福祉避難所の開設
福祉事業者		・自分・他の職員・利用者の安全を確保する	・施設の被災状況を市に報告	・臨時的な福祉避難所の開設準備	・臨時的な福祉避難所の開設

※上記は、避難行動要支援者のめざす姿を示すものですが、状況に応じて、「災害時要配慮者本人・家族」についても準じるものです。

2. 避難所等での避難生活支援

災害時要配慮者・家族が安心して避難生活を送ることができるように、避難生活支援のめざす姿を示します。

(1) 災害時要配慮者の特性に応じた多様な避難の受け皿の確保

●災害時対応のめざす姿

- 人工呼吸器装着者や人工透析患者等、医療が途切れると直ちに生命が危険となる避難行動要支援者については、発災時に所在を把握し、速やかに医療につなぐことをめざす
- 日頃から介護、福祉サービス等を利用している災害時要配慮者については、発災時においても介護、福祉サービス等を継続して受け取ることができる環境の確保をめざす
- 大勢の人込みにストレスを感じる災害時要配慮者については、避難所等において、安心して過ごすことができる空間の確保をめざす
- 在宅で避難している災害時要配慮者については、地域の協力を得て必要な物資や情報を届けることをめざす。また、保健師等の専門職が巡回して健康状況等を把握し、必要な支援を行う

(2) 災害時要配慮者が安心して過ごすことができるような避難所の運営

●災害時対応のめざす姿

- 避難所運営の基本方針として、「災害時要配慮者に配慮した避難所運営」を掲げる
- 市民主体での避難所運営において、災害時要配慮者に対する支援を行う「救護班」を設置する
- 避難所運営において次のような配慮を行う
 - (例) わかりやすく情報を提供する
 - 各避難所における災害時要配慮者の避難状況を把握し、必要な食事・物資を供給する
 - 洋式トイレの利用にあたって、災害時要配慮者の利用を優先する
 - 災害時要配慮者が安心して過ごすことができる空間（福祉スペース）を確保する
 - 保健師等の専門職が巡回して健康状況等を把握し、必要な支援を行う
 - 授乳やおむつ替えの場所や子どもが遊べるスペースを確保する
 - 食物アレルギーの子どもがわかるように工夫する
 - 炊き出しや弁当の配食の際には使用食材や調味料を掲示する

(3) 福祉サービス等の早期の事業再開を支援

●災害時対応のめざす姿

- 福祉サービス事業者が早期に事業を再開できるように、市内の事業者間での相互応援を促進する
- 既存の入所者・利用者に対する介護・福祉サービスの継続的な提供に加えて、被災者を新たに受け入れるための体制を確保できるように、被災地外からの専門職の受援を積極的に活用する

第5章 災害時要配慮者対策の充実に向けた本市の取り組み

避難行動要支援者の避難行動に対する支援や、災害時要配慮者の避難生活に対する支援を充実していくために、本市として、次の取り組みを進めます。

1. 地域の災害リスクや避難のタイミングを考えるために必要な情報の入手方法の周知

- ハザードマップ等を活用して、居住地のリスク（土砂災害、洪水、地震）を周知します。
- 地域での話し合いを通じて、過去に内水氾濫が発生した箇所等、校区内の危険箇所についての情報共有を促進します。（例：わがまち防災マップとしてのとりまとめ）
- 警戒レベル等の避難情報の意味を周知します。
- 土砂災害危険度情報、河川水位等、避難情報の発令につながる情報収集の方法を周知します。（例：dボタン活用、インターネット（おおさか防災ネット、やおつぷ、FMちゃお））
- 災害時多言語支援センターの設置に至る前の段階（発災前、発災後初動）における多言語での避難情報の伝達方法を検討します。

2. 避難行動要支援者本人・家族と、地域や行政、福祉事業者との関係づくりの促進

- 地域や社会福祉協議会と連携し、災害時における避難行動の事前検討の重要性を避難行動要支援者・家族にわかりやすく説明します。
- 名簿情報の地域への提供の同意を無回答者に呼びかけます。
- 同意者リストを作成し、地域に提供します。
- 地域や社会福祉協議会等と連携し、避難行動要支援者本人・家族と、地域や福祉事業者との関係づくりを促進します。

3. 災害に備えた計画づくりの促進

- 地域や福祉事業者と連携して、協力を得ながら避難行動要支援者の身体状況等に応じて、どんな時に、どこへ、誰と、どのように避難するのかを定めた「個別避難計画」を避難行動要支援者・家族が作成できるように支援します。
- 個別避難計画についての集約方法を確立します。特に避難行動要支援者本人・家族や地域では避難が容易でない避難行動要支援者について、地理的な災害リスクや身体の状態等を踏まえた上で、支援内容を個別に検討します。
- 地域の取り組みである小学校区単位の「地区防災計画」（安否確認、避難経路図、避難所運営マニュアル）の作成を支援します。
- 福祉事業者による「業務継続計画（BCP）」や「避難確保計画」の作成を支援します。

4. 災害時要配慮者や地域、福祉事業者の事前対策の促進

- 地域や社会福祉協議会等と連携して、食料品の備蓄、家具の固定、持ち出し品リストなど、各家庭における災害への備えを周知します。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と連携して、救急医療情報キットの作成を促進します。（個別避難計画や医薬品に関わる情報も入れておきます）
- 地域が実施する安否確認方法や安否確認結果の情報集約の方法を確立します。また、安否確認訓練の実施を支援します。
- 福祉事業者相互間の協力体制の構築を促進します。

5. 本市としての体制強化等

- 地域福祉班の活動マニュアルを毎年見直すとともに、マニュアルに基づく訓練を行います。
- 福祉避難所運営マニュアルに基づき、福祉避難所の開設訓練を行います。
- 福祉事業者と災害時の協力協定を締結し、協定に基づく訓練を行います。
- 福祉車両等を有する福祉事業者やタクシー事業者等と連携した避難行動要支援者を移送する仕組みを確立します。
- 暮らしの中で福祉サービスを利用することが欠かせない避難者に、被災後も福祉サービスを継続して提供し続けるための課題や方策を福祉事業者とともに検討します。
- 外部からの受援体制を構築するため、近隣市町村や府県との相互応援協定を締結します。
- 福祉専門職の派遣チームの受け入れを想定した受援計画を作成します。
- 子どもや妊産婦、外国人等の災害時要配慮者に対する情報提供や避難生活における支援について検討し、対策を講じます。

《資料編》

●災害時要配慮者の特性と配慮を要する事項

災害時要配慮者の身体状況等の特性を把握し、その特性に応じた情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う必要があります。

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
①視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況を知ることができない（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い） ○災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる ○避難所等慣れない場所で行動することが難しい（単独では素早い行動ができない） 	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要 ○日常生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要
②聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない） ○言葉で人に知らせることが難しく、外見からは障がいのあることがわからない ○知的障がいや肢体障がい、視覚障がい、精神障がいなどの障がいと重複している聴覚障がい者もいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵などを活用した情報伝達及び状況説明が必要である ○重複聴覚障がい者の場合には、重複する障がい特性に応じたニーズがあることに留意
③言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○平常時でも、言葉で人に知らせることが難しい ○外見からは障がいのあることがわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である場合が多いため、状況に応じて筆談を用いたり、こちらの用件をゆっくり明確に伝え、相手の話す言葉をじっくり聞くなど様々な方法による状況把握が必要である
④肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の身体の安全を守ることが難しい ○自力で避難することが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である
⑤内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある ○外見からは障がいのあることがわからない ○心臓、腎臓、呼吸器などに機能障がいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある ○医薬品を携帯する必要がある ○常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車椅子等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である ○医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である ○ストマ着用者にとってはストマ用装具が必要である

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
⑥知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○急激な環境の変化に順応しにくい ○一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある
⑦発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で情報を判断したり、自分の状況を伝えることが困難な場合がある ○災害の深刻さや状況を理解しにくく、危険性の度合いや必要性を受け止めにくいため、適切な働きかけが必要である ○環境の変化に順応しにくく、精神的動揺が激しい場合がある ○集団生活になじめない場合がある ○否定的な表現や強制はパニックを引き起こす場合があるため、肯定的な表現が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ○肯定的な表現を用いる、常に落ち着かせるなど精神面での配慮が必要である ○避難所で個室や間仕切りの確保等の配慮が必要な場合もある ○先の見通しを持った予告は効果的であるが、予告が実現できなかった場合、混乱を引き起こすことがあるので、実現可能な情報提供が必要である
⑧精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある ○自分で危険を判断し、行動することができない場合がある ○普段から服用している医薬品を携帯する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である ○服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら医薬品の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である
⑨難病・特定疾患患者	<ul style="list-style-type: none"> ○疾患によって、身体障がい者手帳を所持し、あるいは、障がい者に準ずる状態にあることから、それぞれの特性に配慮した対応をとる必要がある ○治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることがわからない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である ○人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要である ○人工透析患者は3～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要である ○慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある
⑩要介護高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○排泄や身の回りの世話、立ち上がり等が自分でできなかつたり、歩行が困難な場合が多い ○全般的な理解の低下がみられることがある 	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的に、短い言葉で、わかりやすく理解しやすい方法で伝える ○車いす等の移動用具が必要な場合がある ○動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援する

種別	身体状況等の特性	配慮事項、特徴的なニーズ
⑪認知症 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○時間、場所、人に関する認識が混乱することがある ○食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある ○言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある ○身の回りの物の用途がわからなくなることがある ○服の着替えがうまくできないことがある ○環境の変化にせい弱である（以上の症状は環境の変化により大きく左右されやすい） 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある
⑫高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な移動や単独での移動が困難な場合がある ○①～⑪には該当しないが、それに準ずる心身の不自由がある可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の意向を確認の上、避難時の介助や避難所でのスペース（出入口やトイレ等の近く）、補助器具（補聴器、車椅子など）について配慮する必要がある
⑬妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠時期によるが、迅速な移動が困難であったり、精神的に情緒不安定となる可能性がある ○災害時の環境変化やストレス等が流産や早産につながる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の意向を確認の上、避難時の介助が必要な場合がある ○避難所での保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である ○避難所生活中、十分な栄養が取れるように努める ○居室・被服による温度調整（体を冷やさないように）に努める
⑭乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ○摂取できる食事に制約がある場合がある。（ミルク、離乳食、アレルギー等による食事制限等） ○夜泣き、夜尿症等を伴う場合がある ○災害時のストレスに伴う心身の変調を自分で認識し、説明できないため、健康状態・精神状態への周囲のケアが必要である ○自分の身体の安全を守ることが難しい ○自分で生活を確立できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○育児用ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等を確保する ○避難所に授乳場所を確保する ○育児室を就寝場所から離れた場所に設置する等、配置上の配慮が必要である ○保護者が不明な場合に公立認定こども園での保育等の配慮が必要である
⑮外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語でのコミュニケーションが困難な場合があり、発災時の災害情報や避難所での掲示情報を正しく認識できない ○宗教・文化が異なるため、トラブルの原因となる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の災害情報、避難経路・避難場所等について多言語やサイン表示で伝達する等の工夫が必要である ○情報の伝達に日本語を用いる場合は、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったり絵なども使用する ○宗教・文化の違いに配慮した避難所でのスペースの確保等が必要である

令和 2 年 3 月 作成

八尾市災害時要配慮者支援指針

発行者

八尾市地域福祉部 八尾市本町一丁目1番1号

地域福祉政策課

TEL (072) 924 - 3835 FAX (072) 922 - 3786

高齢介護課

TEL (072) 924 - 3854 FAX (072) 924 - 3981

障がい福祉課

TEL (072) 924 - 3838 FAX (072) 922 - 4900

刊行物番号 R1 - 233



八尾市

災害時要配慮者支援指針